

# 要介護認定者の税法上の「障害者控除」と「医療費控除」

下記の2つの控除について、本人または扶養している親族は、所得税及び個人住民税の控除を受けることができます。高齢福祉課では、申告の際に必要な認定書等を発行しています。

※所得税と住民税が課税されない場合は控除申告の必要はありません。

☎ 高齢福祉課 介護福祉係

## ▶要介護認定者の障害者控除

要介護1～5の認定を受けている人を対象に、「障害者控除対象者認定書」の発行をしています。この認定書により、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、控除を受けることができます。

### ○対象者および控除区分

原則、申告対象年の12月31日時点での要介護度が基準となります。

控除区分	要介護度	所得税控除額	住民税控除額
障害者	要介護1、2、3	27万円	26万円
特別障害者	要介護4、5	40万円	30万円

※市区町村によって、控除区分の対象となる要介護度が異なります。

### ○「障害者控除対象者認定書」の発行窓口、発行期間、手数料

高齢福祉課で申請用紙に記入してください。随時発行していますが、確定申告に必要な人は申告対象年の翌年1月以降に申請してください。※手数料無料

※申告の際は毎回「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、毎年申請する必要があります。

## ▶要介護認定者の介護サービス利用料の医療費控除

介護保険サービス利用料の医療費控除を受けるには、確定申告など申告の際に領収書をもとに作成した「医療費控除の明細書」の提出が必要となります。領収書は5年間保管してください。

	サービスの種類（介護予防サービス・地域密着型サービス含む）	医療費控除対象		
		自己負担	居住費	食費
施設サービス	①特別養護老人ホーム	○ (1/2)	○ (1/2)	○ (1/2)
	②介護老人保健施設	○	○	○
	③介護療養型医療施設	○	○	○
居宅サービス	④訪問介護（生活援助中心型除く）	○	—	—
	⑤訪問看護	○	—	—
	⑥訪問リハビリ	○	—	—
	⑦居宅療養管理指導	○	—	—
	⑧通所リハビリ	○	—	○
	⑨介護老人保健施設の短期入所	○	○	○
	⑩介護療養型医療施設の短期入所	○	○	○
	⑪訪問入浴介護	条件付き	—	—
	⑫通所介護	条件付き	—	—
	⑬認知症対応型通所介護	条件付き	—	—
	⑭特別養護老人ホームの短期入所	条件付き	—	—
	⑮小規模多機能型居宅介護	条件付き	—	—

※医療費控除対象欄の「条件付き」は、サービスの種類⑤～⑩のいずれかと併せて利用すると対象となります。高額介護サービス費として払い戻しを受けた利用料は医療費控除の対象にはなりません。

### ○要介護認定者のおむつに関わる費用の医療費控除

おむつに関わる費用について医療費控除を受けるには、医師による「おむつ使用証明書（有料）」が必要です。控除を受けるのが2年目以降の場合は、要介護認定者で要介護認定申請書類の「主治医意見書」におむつ使用の記載があれば、市長が交付する「おむつ使用確認書（無料）」でも控除できます。「おむつ使用確認書」は、申告の際に毎年申請していただく必要があります。